

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 2 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

入院から自宅療養・宿泊療養への移行等について（周知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく入院及び自宅療養・宿泊療養においては、いわゆる退院基準¹を満たす以前でも、入院患者が医師に入院治療の必要ない軽症であると判断された場合等には、転院のみならず自宅療養・宿泊療養に移っていただいで必要に応じて適切な健康管理を行っていくことで対応することは可能です。反対に、自宅療養・宿泊療養中の患者について、必要に応じて自宅療養・宿泊療養から入院に移っていただくことも可能です。

関係部署におかれては、あらためてご留意いただきますようお願いいたします。

以上

¹ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000737649.pdf>

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関する Q&A（その 9）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740156.pdf>

「新型コロナウイルス感染症患者（変異株）の退院基準等について（再周知）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000776018.pdf>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 26 条第 2 項において準用する法第 22 条（入院）の「病原体を保有していないこと」及び第 44 条の 3（自宅療養・宿泊療養）の「病原体を保有していないこと」に該当する場合は、原則として同じである。